

【医務室について】

- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十六号)での規定

イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

医療法(昭和二十三年七月三十日法律第二百五号)「第一条の五第二項」

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

前回での御意見

- ・ 隣地等に病院がある場合

すぐに外来の診察を受けられる

医務室がなくても、医療・緊急の対応についての性能は維持できる

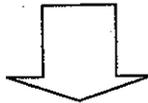
→特に医務室を設けず、別のスペースに有効活用ができるのではないかと

- 医務室がない場合のデメリット

1 医薬品などを保管する場所が無い

2 多床室の場合、医務室があれば病気など個人のプライバシーに配慮して診察が出来る。

3 医師の執務室としての居場所が無くなる。



特別養護老人ホームの開設時には、事前に医療法7条1項に基づく診療所開設許可申請を所管の保健所へ行わなければならない。→診察室の面積については、法的に規定されていない。通常、10㎡程度で整備を行っている。

#### 医療法第7条1項

第7条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。)及び歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の4第1項の規定による登録を受けた者(同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。)でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第8条及び第11条において同じ。)でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事(診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条及び第27条から第30条までの規定において同じ。)の許可を受けなければならない。

【廊下幅について】

委員の皆様からのご意見(概要)

- ・廊下幅は1.8メートルで十分でないか。

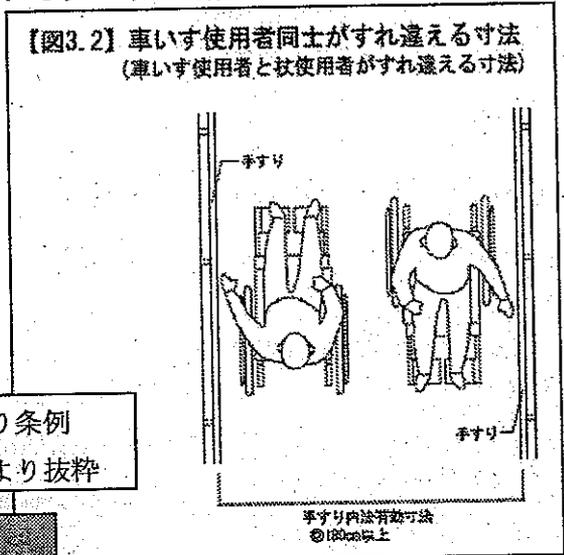
現状

・定員29人以下の地域密着型介護老人福祉施設の廊下幅の基準は、従来型でもユニット型であっても、廊下幅は1.5メートル、中廊下は1.8メートルと規定されている。

車椅子の幅は手動：63cm以下、  
電動：70cm以下である。

- ・また、ストレッチャーの幅も同様、60センチ強である。

⇒中廊下では特にスムーズに  
すれ違うことが可能な廊下幅が必要



東京都福祉のまちづくり条例  
施設整備マニュアル より抜粋

すでに基準化されていること、及び、利用者、職員の使い勝手がよい基準としたいため、廊下幅は1.5メートル、中廊下は1.8メートル幅とする。

